

物流総合効率化法の制度改正について

令和4年4月1日、物流総合効率化法（以下「物効法」という。）の施行規則の一部が改正され、総合効率化計画の認定を受ける特定流通業務施設の設備要件に、倉庫内の作業の効率化に資する物流DX関連機器が追加されました。

（令和4年4月1日）

令和4年度 物流総合効率化法 制度改正のポイント

倉庫内における作業の効率化を図るための見直し

- 深刻化する労働力不足に対応するため、デジタルトランスフォーメーション（DX）を通じた働き方改革を実現する必要があることから、新たな物流総合施策大綱を踏まえ、特定流通業務施設の設備要件に物流DX関連機器を追加します。

設備要件の対象となる物流DX関連機器について

倉庫内における作業の効率化を図るために、次のいずれかを有するものであること。

- **無人搬送車**：自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両であって、主務大臣の定めるものをいう。
- **自動化保管装置**：貨物保管場所管理システムと連動して貨物の出し入れを自動的に行う装置であって、地震の影響を軽減する機能を有するものをいう。
- **高度荷さばき装置**：労働安全衛生規則に規定する産業用ロボットであって貨物の荷さばきを行うもの、又は作業員が行う荷さばきを補助する装置であって貨物の保管場所及び品名、数量等の情報を表示し、若しくは音声により通知するものをいう。
- **自動検品システム**：スキャナ又は無線設備により読み取った貨物の品名、数量等の情報と当該貨物の入出庫に係る荷主からの指図の内容又は帳簿上の在庫の情報とを照合するシステムをいう。

物流DX関連機器の例



無人搬送車



自動化保管装置



パレタイズロボット



ハンディーターミナル

（出典：国土交通省資料）